

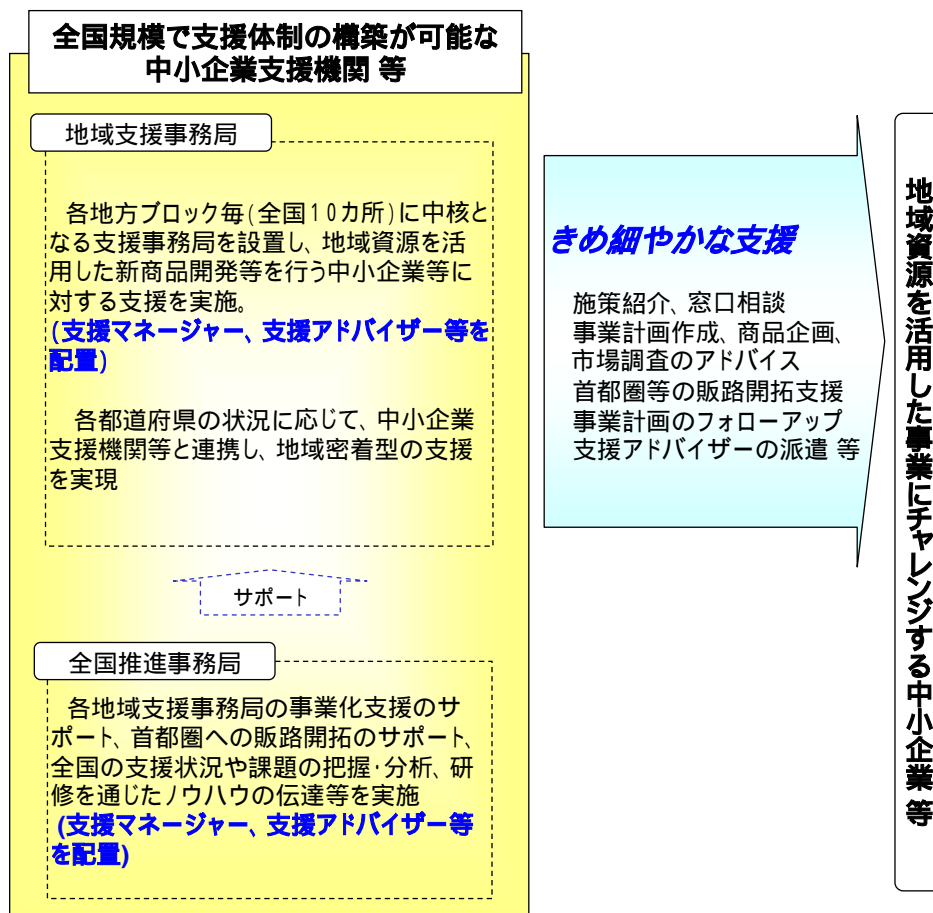
仕様書（実施計画書）

・事業の目的

各地方ブロック毎（全国10カ所： ．を参照）に、「中小企業地域資源活用プログラム」及び「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく支援を効果的に行うための専門の相談窓口である「地域支援事務局」を設置。マーケティング等に精通した専門家を配置し、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・販売等に取り組む中小企業、組合の相談に乗り、事業計画の策定から事業実施段階まで、ノウハウ面を補強するためのアドバイス、適切なキーパーソンの紹介など、きめ細かな支援を行い、事業の成功可能性を高める（各都道府県の状況に応じて、中小企業支援機関等と連携し、地域密着型の支援を実現）。

また、各地域支援事務局の事業化支援のサポート、首都圏への販路開拓のサポート、全国の支援状況や課題の把握・分析、研修を通じたノウハウの伝達等を実施する「全国推進事務局」を設置し、支援事業全体の推進を行う。

こうした支援を通じ、中小企業地域資源活用プログラムの施策目標（地域資源を活用した中小企業による新事業を5年間で1,000創出）に貢献する。



．事業実施方法

1．全国推進事務局の主な業務

各地域支援事務局の事業化支援のサポート、首都圏への販路開拓のサポート、全国の支援状況や課題の把握・分析、研修を通じたノウハウの伝達等を実施する

(1) 支援方針の検討

支援事業全体の方針等の検討

中小企業庁等と協議のうえ、支援事業実施にあたっての方針やガイドラインを検討し、地域支援事務局に提示するものとする。

ワーキンググループを核とした業種別の支援方針の検討

食品、繊維・日用品、観光等の特定業種毎に、支援マネージャー及び支援アドバイザー（ ．を参照）を構成員とするワーキンググループを開催し、中小企業庁と協議のうえ、業種別の支援方針の検討、有望な案件の掘り起こしや支援の実施状況等の共有を行う。

(2) 地域支援事務局の事業化支援のサポート

地域支援事務局において、適切な事業化支援がなされているか、運営がなされているかを調査・管理する。また、地域支援事務局が直面する運営面での課題等に対して、適切なアドバイスを行う。

また、各地域支援事務局で行っている案件発掘状況、相談状況、ブラッシュアップ・フォローアップ状況等の支援状況の把握に努めるとともに、評価分析を行い、事業全体の円滑な推進に向け、改善提案等を行う。

さらに、事業化が期待される有望な案件を発掘した場合は、全国推進事務局自らが企画、地域支援事務局への紹介・調整に努めるものとする。

こうした取組を通じ、全国推進事務局、地域支援事務局にノウハウが蓄積されるよう努める。

サポートにあたっては、中小企業庁に事前に相談するとともに、報告を行う。

(3) 首都圏パートナー企業の発掘・活用

地域支援事務局が支援する案件の販路開拓等を適切に支援するため、首都圏の百貨店・デパート、旅行会社、マスコミ等を「首都圏パートナー企業」として選定し、支援事業推進のための協力関係を構築する。

(4) 支援人材の育成・活用

地域支援事務局のマネージャー等を対象とした研修(市場志向型ハンズオン支援研修)を事業実施期間内に4回程度東京で実施し、ノウハウの向上、情報の共有を

図る。

また、地域で確保が困難な専門家を支援アドバイザーとして登録し、データベースの作成・運用を図り、地域支援事務局のニーズに対応した支援アドバイザーの派遣を行う。

(5) 広報活動の推進

地域支援事務局で支援を実施している案件等をモデルケースとして選定・分析し、広報を実施する。また、支援事業や中小企業地域資源活用プログラムを広く全国の中小企業に訴求するための広報活動の企画・実施に取り組む。

2. 地域支援事務局の主な業務

経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）のそれぞれ管轄する地域において地域支援事務局を設置し、相談・助言等を行う相談窓口の設置、ブラッシュアップ支援、アドバイザーリーボードの開催及び法認定を受けた事業計画に対するフォローアップ支援等を行う。

(1) 案件発掘・窓口相談

案件発掘

地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・販売等に関心のある中小企業、組合等に対する施策普及に努め、有望案件の掘り起こしを行う。

窓口相談

地域支援事務局内に相談窓口を設置し、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・販売等に取り組む中小企業、組合の相談等に対するアドバイス及び各種事務処理等を行う。

- ・窓口相談は、原則として支援マネージャーが対応することとする。また、必要に応じて、支援職員（ ）を参照）がサポートすることも可能とする。
- ・相談内容について、相談受付シート及び評価シートを作成する。
- ・相談内容が支援事業の対象に該当しない場合には、他の制度を紹介するなど、適切な事業者支援に努める。
- ・その他、必要に応じて出張して案件発掘、相談対応等を行うことも可能とする。

(2) ブラッシュアップ支援

相談等を行った事業のうち、本支援制度の対象となり得ると考えられるものについて、法認定に至るまでに必要な事業計画の策定や商品企画・市場調査に係るアドバイス、事業性・市場性の把握等の支援を行う。

- ・ブラッシュアップ支援の対象となった案件を支援するにあたっては、支援マネージャーを中心とする支援チームを組成する。また、必要に応じて、金融機関や中小企業支援機関を支援チームに加えるものとする。
- ・ブラッシュアップ支援計画を作成し、支援に着手すると共に、その経過についても、報告書を作成する。

(3) アドバイザリーボードの設置

ブラッシュアップ過程の事業計画について、事業進展に向けたアドバイスや、支援マネージャーと支援アドバイザー等の情報交換を図るため、原則としてアドバイザリーボードを設置する。アドバイザリーボードは、全国推進事務局及び地域支援事務局で登録する支援アドバイザーのうち、例えば、全国区や海外で活躍しているユーザー業界(商社、百貨店・デパート、スーパー、旅行会社、マスコミ等)の専門家等を委員として配置する。

(4) フォローアップ支援

経済産業局等で法認定を受けた事業計画に対して事業化に向けた支援を行う。

- ・認定事業計画の事業化に向けて適切なフォローアップ支援を支援チームを中心に行う。また、必要に応じて、金融機関や中小企業支援機関を支援チームに加えるものとする。なお、その経過についても、報告書を作成する。
- ・当該案件の事業化進捗状況を踏まえ、適切なフォローアップ支援を行うこととし、場合によっては事業面、計画面、資金面等について事業計画の変更認定申請を含めたアドバイスを行う。
- ・販路開拓支援にあたっては、必要に応じて、全国推進事務局が発掘する首都圏パートナー企業等の活用を図るものとする。

(5) その他

各都道府県の中小企業支援機関等と連携した支援の実施

地域支援事務局は、管轄する地域全体の案件発掘やブラッシュアップ、フォローアップ等を円滑に推進するため、各都道府県の中小企業支援の実情を勘案しつつ、必要に応じ支援機関等と連携し、地域密着型の支援を実現する。

具体的には、例えば、都道府県の中小企業支援センター等に以下に掲げる業務を委託するものとする。委託先については、全国で40箇所程度とし、中小企業庁、経済産業局の方針を踏まえて決定するものとする。

なお、業務を委託する場合においても、事業を円滑に推進するための監督責任を担う必要があり、連携した支援事業の実施に努めるものとする。

案件発掘・施策普及

- ・都道府県内の中小企業向け説明会の企画・開催
- ・商工会、商工会議所、中央会等県内の各種支援機関に対する制度紹介

窓口相談

- ・都道府県内の中小企業からの地域資源を活用した事業化の相談への対応
- ・地域支援事務局への案件の紹介

ブラッシュアップ、フォローアップ支援のサポート

- ・アドバイザーボード等地域支援事務局が実施する会議へのオブザーバーとしての出席
- ・事業計画の進捗状況の定期確認、地域支援事務局への報告

広報調査

本事業や、中小企業地域資源活用プログラムの普及・啓発を目的として、パンフレットの作成や、分析調査等を行うこととする。

事業実施体制の構築

1. 全国推進事務局の体制の整備

上記 1. 全国推進事務局の主な業務を行うために、支援マネージャー、支援職員、支援アドバイザーを同事務局に配置するとともに、業務を効果的かつ円滑に行うことのできる事業推進体制を整備する。

支援マネージャーについては、中小企業庁が推薦・提示する者を原則採用するものとする。

支援マネージャー

以下のいずれかの資質を満たす者で、事業全体の運営管理等に熱意と志を有する者を支援マネージャーとして配置する。例えば、商社、流通業者、メーカー、金融機関等の出身者やコンサルタント等が想定される。

- ・企業において新規事業の開発・事業の立ち上げ等のマネジメントの経験者で、中小企業の新規事業支援に必要な実務経験に基づく知識と人的ネットワークを有する者
- ・企業の実務経験を通じて、製造・流通、サービス、IT、建設等個別産業のマーケットに精通し、中小企業の新規事業の販路開拓支援に必要な人的ネットワークを有する者
- ・会社経営等の経験者又は中小企業診断士等の公的資格を有する者で、中小企業の経営支援の実務に関わっている者

支援マネージャーは、役割に応じ以下の2つの職種を設定する。

() 全国推進事務局ジェネラルマネージャー (GM)

全国推進事務局が実施するプロジェクト全体のマネジメントを行う責任者となる者を同事務局に、原則として1名以上配置する。

() 全国推進事務局プロジェクトマネージャー (PM)

専門知識を活用し、事業者支援を行うとともに、GMを補佐する者を全国推進事務局に、原則として5名以上配置する。

支援職員

事務局の一般的事務を行うため並びに支援マネージャーを適切に補佐するために、支援職員を原則として1名以上配置する。中小企業診断士など中小企業支援の経験を有していることが望ましい。

支援アドバイザー (登録型外部専門家)

全国推進事務局の方針を適切に実施するため、専門家を支援アドバイザーとして登録することができるものとする。

販売・マーケティング、デザイン、ブランド管理、経営企画・戦略立案、法務・知財 (特許・商標)、技術開発、IT、人事・労務、経理・財務管理、海外展開等に関して豊富な知識・ノウハウを有している者が想定される。

必要に応じて経済産業大臣が委嘱する「地域中小企業サポーター」の活用を図るものとする。

2. 地域支援事務局の体制の整備

上記 2. 地域支援事務局の主な業務を行うために、支援マネージャー、支援職員、支援アドバイザーを同事務局に配置するとともに、業務を効果的かつ円滑に行うことのできる事業推進体制を整備する。

支援マネージャーについては、経済産業局等が推薦・提示する者を原則採用するものとする。

支援マネージャー

1. に記載のいずれかの資質を満たす者で、地域中小企業の育成支援に熱意と志を有する者を支援マネージャーとして配置する。

支援マネージャーは、役割に応じ以下の2つの職種を設定する。

() 地域支援事務局ジェネラルマネージャー (GM)

地域支援事務局が実施するプロジェクト全体のマネージメントを行う責任者となる者を各地域支援事務局に、原則として1名以上配置する。

() 地域支援事務局プロジェクトマネージャー (PM)

専門知識を活用し、事業者支援を行うとともに、GMを補佐する者を各地域支援事務局に原則として4名以上配置する(北陸地域においては少なくとも2名以上配置するものとする)。

支援職員

事務局の一般的事務を行うため並びに支援マネージャーを適切に補佐するために、支援職員を各地域支援事務局に原則として1名以上配置する。中小企業診断士など中小企業支援の経験を有していることが望ましい。

支援アドバイザー (登録型外部専門家)

地域支援事務局によるブラッシュアップ支援及びフォローアップ支援を適切に実施するため、専門家を支援アドバイザーとして各地域支援事務局に登録することができるものとする。

販売・マーケティング、デザイン、ブランド管理、経営企画・戦略立案、法務・知財(特許・商標)、技術開発、IT、人事・労務、経理・財務管理、海外展開等に関して豊富な知識・ノウハウを有している者が想定される。

必要に応じて経済産業大臣が委嘱する「地域中小企業サポーター」の活用を図るものとする。

事業実施地域

全国推進事務局は、東京都内で中小企業庁に近接する場所に設置するものとする。

また、地域支援事務局に関する業務を行う地域は、各経済産業局等が管轄する地域とし、地域資源活用事業の代表者となる中小企業の主たる事業所が所在する地域の地域支援事務局が支援等を行う。地域支援事務局は、当該地域を管轄する経済産業局等の所在地と同一県内(北陸地域においては石川県)に設置するものとする。

(各地域支援事務局の設置地域及び事業対象地域)

北海道地域：北海道

東北地域：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県

関東地域：茨城県、千葉県、群馬県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

中部地域：愛知県、岐阜県、三重県

北陸地域：石川県、富山県

近畿地域：滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、福井県、和歌山県、兵庫県

中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

沖縄地域：沖縄県

．事業実施期間

委託契約締結日以降から平成20年3月31日までとする。

．事業の条件、進め方

全国推進事務局は、中小企業庁に協議し、指示を受けて、事業時期・スケジュールを踏まえながら本事業を遂行することとする。また、地域支援事務局は、企画提案内容の実現に向けて、全国推進事務局と適切な連携を行いつつ、管轄する経済産業局等と協議し、指示を受けて、支援事業の体制を整備するとともに、事業時期・スケジュールを踏まえながら本事業を遂行することとする。

中部地域、北陸地域の地域支援事務局においては、中部経済産業局が管轄するものとする。

．納入物（成果物）

事業成果を報告書にまとめ、提出してください。（紙媒体50部、電子媒体Word形式：CD-ROM1枚）

なお、報告書は、以下の内容を明確に記述し、納入してください。

事業の実施方法・内容

- ・全国推進事務局の事業実施状況
- ・地域支援事務局の事業実施状況
- ・市場志向型ハンズオン支援研修の実施状況
- ・アドバイザーボード、推進WGの開催状況
- ・普及広報等の実績

事業に対する評価・考察

全体考察とりまとめ

- ・成果のまとめ
- ・事業実施にあたっての課題
- ・今後の推進に向けた提案

．その他事業を進めるにあたっての留意点

契約締結にあたって、中小企業庁と協議のうえ、別途「基本要領」、「実施要領」等の各種規程類を整備するとともに、事業推進に向けたガイドラインを策定するものとする。